

暮 ら し の 情 報



消費生活展会場の五井会館

目次

- P1 第46回市原市消費生活展を開催しました
- P2.3 「点検商法」に気を付けて！
～慌てず冷静に考えて、判断しましょう～
- P4 不用品情報交換をご存知ですか？
「出前講座」のご案内

第46回市原市消費生活展を開催しました

平成28年12月3日（土）、4日（日）の2日間、五井会館で「つなげよう 安全で豊かな地域社会」をテーマに第46回市原市消費生活展を開催いたしました。



消費生活展会場内の様子



ステージ上では様々な発表も

日常生活をより良い豊かなものにするために、協賛いただいた多くの団体に出展やステージ発表をしていただき、盛況のうちに閉幕することができました。昨年を上回る方々にご来場いただき、ありがとうございました。

「点検商法」に気を付けて！

点検商法とは

「無料で点検に来た」「見積り無料」といった、点検を口実に突然自宅に來訪して、「点検の結果、修理しないと大変な事になる」等、消費者を不安にさせて商品やサービスの契約を勧める手口のことをいいます。

悪質な事業者は、過去に工事をしたことのある事業者と関係があるかのように装ったり、修理の必要もないのに虚偽の説明をしたりして契約を迫ることもあるため、注意が必要です。



【事例①】

「近くで工事をしていて、お宅の屋根の漆喰が傷んでいるのが見えた。無料で点検する」と事業者が訪問してきた。無料なら良いと思い、点検してもらったところ「屋根が大変なことになっている、このままでは雨漏りする」と屋根の一部が割れている写真を見せられた。

工事の見積もりが高額のため迷っていると、「今、契約してくれるなら特別に値引きする」と言われ、その場で契約してしまったが、解約したい。



※屋根の他にも、床下換気扇やシロアリ駆除、押入れ、耐震、排水管等の水回り、浄水器等の点検を口実にした事例が見られます。

【事例②】

「雨樋が変形しているのが見えた。火災保険を使えば自己負担なしで修理できる。見積もりは無料」と事業者が来訪。自己負担なしならと思い、見積もりをしてもらい、保険の申請代行と工事の契約をした。

しかし、落ち着いて考えると、直ぐに工事する必要性はないため、キャンセルしたい。

※最近、「火災保険金で修理ができる」などと持ちかけられて、「結局工事の自己負担が発生した」「工事契約を解約すると高額な解約料を請求された」とのトラブルが増えています。



慌てず冷静に考えて、判断しましょう～

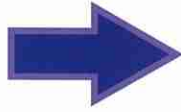
契約を止めたいと思ったら

- 事業者が突然やってくる「点検商法」は訪問販売に該当するため、8日以内であれば、**クーリング・オフ**ができます。

＜クーリング・オフとは＞

訪問販売や電話勧誘販売等で、消費者が契約書面を受け取ってから8日間以内であれば、消費者の理由に関係なく、はがき等の書面（*）で事業者へ通知することで、無条件で契約を解除できます（一部の商品・役務は対象外）。

（*）クーリング・オフ通知



「簡易書留」や「特定記録郵便」等、発信日を証明できる方法で発送します。クレジットの場合は信販会社にも送付します。

- 契約書面が不交付の場合や、書面の内容に不備がある場合は、8日間経過後でも、クーリング・オフができる場合があります。

- クーリング・オフ期間が過ぎていた場合でも、不適切な勧誘（事実と異なる説明をした、不利な事をわざと説明しない、断ったのに強引に契約させられた等）があった場合、契約の取消しを主張できる可能性があります。

クーリング・オフ



消費者庁イラスト集より

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成 年 月 日
商品名
契約金額 円
販売会社 ○○○(株) ○○営業所
担当者 ○○○○

支払った代金○○円を返金し、商品を引き取って下さい。

平成 年 月 日
住所
氏名

トラブルにあわないために

- ・契約する意思がなければはっきりと断りましょう。
- ・工事の必要性があってもその場で決めず、複数の事業者から見積もりを取り、工事内容や費用、アフターサービスの内容などを比較して、事業者を選択しましょう。
- ・不意打ち的な訪問販売を受けないために、訪問者を家の中には入れないで、インターフォンを活用しましょう。
- ・火災保険を利用する場合、加入している火災保険の補償対象になるか、直接保険会社に確認して自分で申請しましょう。

不用品情報交換をご存知ですか？

ご家庭で使わなくなった不用品を、無料で「あげます」「ください」と思っている方のために、不用品情報交換のお手伝いをしています。

情報は市ホームページに掲載。奇数月15日号の広報いちほらへの掲載も予定しています。ご利用下さい。



不用品情報交換のご利用方法



- 消費生活センターへあげる物またはほしい物と氏名・電話番号・住所をお伝えください。
- 故障品はお申込できません。
- 申込情報をご覧になってお問合せいただいた方に、申込者のご連絡先をお伝えし、申込者へ直接ご連絡いただきます。ご利用される方は個人情報の取扱いについて、ご了承ください。

「出前講座」のご案内

消費生活センターでは、悪質商法などの消費者トラブルについて、皆さんにお伝えするため、「消費生活相談員」が講師としてお伺いします。生活知識の向上や被害の防止のために出前講座をご利用してみてもはいかがでしょうか？

気軽に消費生活センターまでお問合せください。

「出前講座」のお申込方法

- 電話で消費生活センターへお問合せください（開催日の1ヶ月以上前にご連絡ください）。
- 費用は無料です（当センターが負担します）。
- 会場等は、申込者にご用意いただきますようお願いいたします。
- 希望日に対応できないことがあります。ご了承ください。



市原市消費生活センター
住所 〒290-0081
市原市五井中央西1丁目1番地25
サンプラザ市原2階
電話 0436(21)0844
FAX 0436(21)0899
HP http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/syouhi_simin/index.html

消費生活相談専用電話※

0436 (21) 0999

相談受付時間 9:00~12:00・13:00~15:30
(土・日・祝日・年末年始除く)

※消費者からの、業者との契約に関する相談などを受け付けています。